

第 1 章 基本条件の整理

第1章 基本条件の整理

第1節 建設予定地の立地条件

1.1 立地・面積

本施設の建設予定地の立地, 面積を以下に示す。

- ① 住所: 三重県員弁郡東員町大字穴太地内
- ② 敷地面積全体: 約 2.8ha (図 1-1: 黒太枠の部分)

「ごみ処理のあり方調査・検討委員会」によって, 既存施設との一体的な配置, 用地買収や大規模造成工事等の点を考慮し, 建設予定地は旧焼却施設の跡地を利用することが決定した。以下に, 建設予定地を示す。

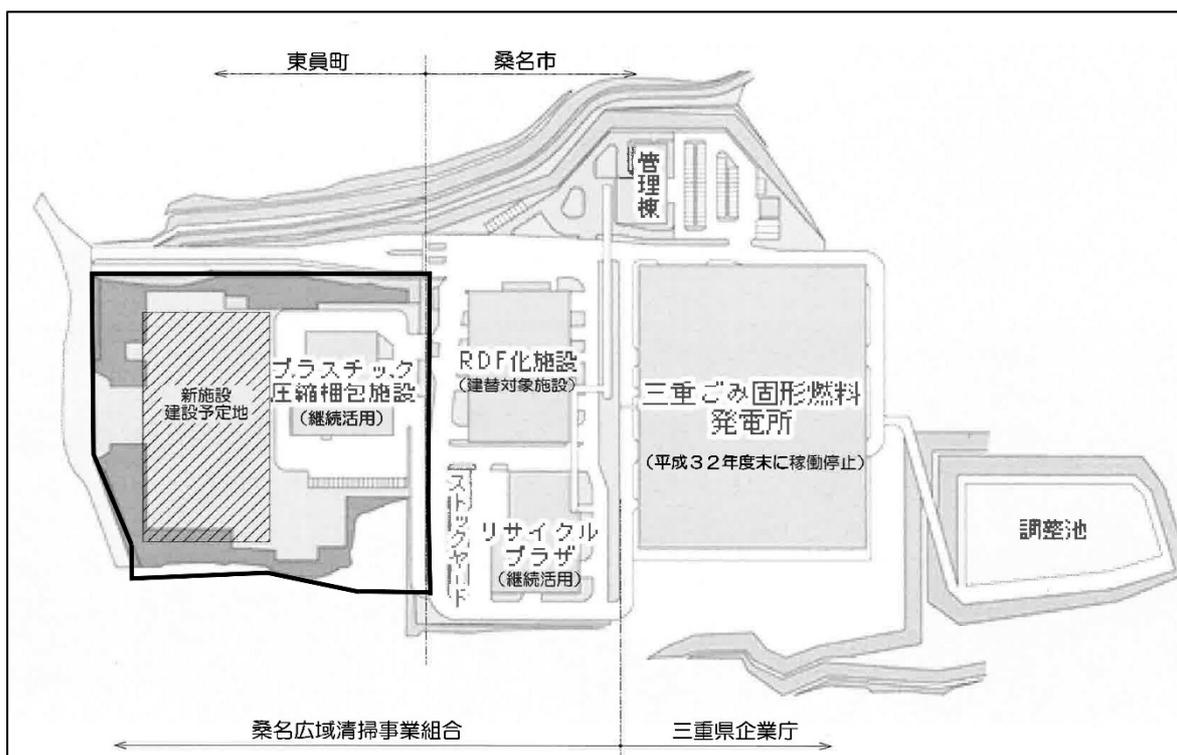
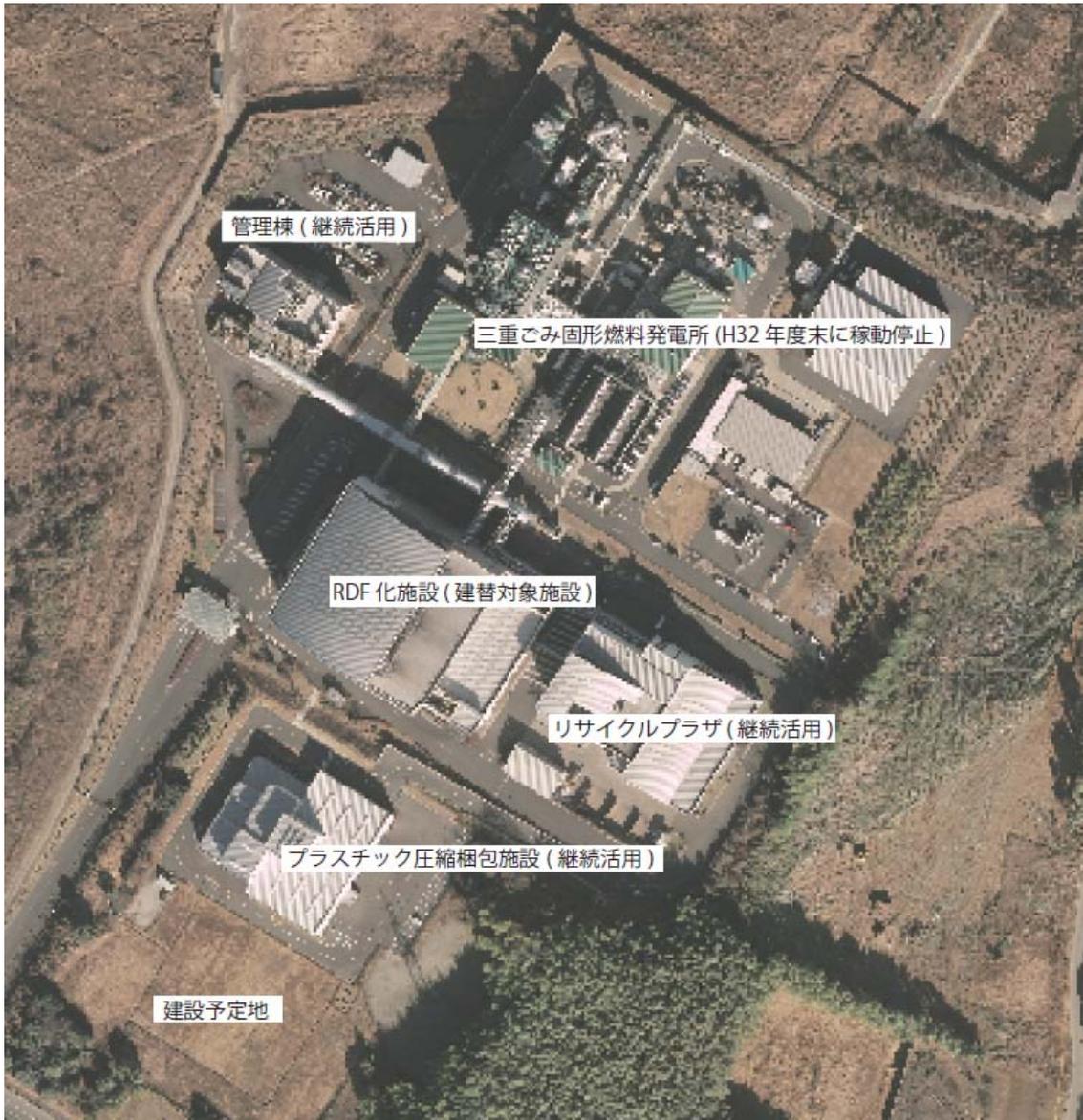


図 1-1 建設予定地



管理棟 (継続活用)

三重ごみ固形燃料発電所 (H32 年度末に稼働停止)

RDF 化施設 (建替対象施設)

リサイクルプラザ (継続活用)

プラスチック圧縮梱包施設 (継続活用)

建設予定地

図 1-2 計画予定地周辺の状況

1.2 敷地内周辺施設

本組合の敷地内の施設概要を以下に整理する。

(1) ごみ固形燃料(RDF)化施設

整備方針：建替対象施設

建築構造：鉄筋コンクリート造地下1階地上4階建

延床面積：13,677.13 m² ごみピット容量：2,948 m³

処理能力：230 t /16時間 (76.7 t /16時間×3系列)

(2) リサイクルプラザ

整備方針：継続活用

建築構造：鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建

延床面積：3,965.61 m² ごみピット容量：1,022 m³

処理能力：不燃・粗大処理施設：55 t /5時間

缶選別施設：5 t /5時間

びん選別施設：2 t /5時間

(3) プラスチック圧縮梱包施設

整備方針：継続活用

建築構造：鉄骨造2階建

延床面積：2,610.12 m² 受入ヤード(530 m²×2箇所)

処理能力：17 t /日 (8.5 t /5時間×2系列)

(4) 管理棟

整備方針：継続活用

建築構造：鉄筋コンクリート造3階建

延床面積：2,725.54 m²

1.3 地形・地質

建設予定地は、三岐鉄道北勢線「七和駅」から北に3km程度の員弁郡東員町大字穴太に位置している。「施設建設地地質調査業務報告書 平成26年3月」より、建設予定地の地形・地質を以下に整理する。

(1) 地形条件

伊勢平野は、西縁が鈴鹿-布引山地、北縁が養老山地、東縁が伊勢湾に限られた、ほぼ南北に延びる平野である。建設予定地は、この伊勢平野の北部に当たり、鈴鹿山脈、養老山地に源を發する員弁川(町屋川)、朝明川、海蔵川などの中小河川が、丘陵帯や洪積台地を開析しながら沖積低地を形成し、伊勢湾に流れ込んでいる。

丘陵の主要なものは、北から多度・員弁・桑名・朝日・垂坂丘陵が挙げられる。丘陵の海拔高度は、員弁丘陵では240m以下、海岸側丘陵では130m以下であり、いずれも比較的高度のそろった丘陵背面が形成されている。

建設予定地は、員弁丘陵の南端部にあたり、員弁川支流の嘉例川および肱江川支流の沢地川の上流域に位置している。

(2) 地質条件

建設予定地の地質は、第三紀鮮新世後期に形成された東海層群が基盤をなし、丘陵縁辺部を第四紀更新世-完新世の未固結土が被覆している。

東海層群は、第三紀鮮新世後期-第四紀前期更新世に伊勢湾-濃尾平野周辺に存在した東海湖盆に堆積した湖成-河成堆積物である。これら一連の堆積物を総称する場合「東海層群」と呼ばれるが、伊勢湾西岸に分布するものは、「奄芸層群」とも呼ばれている。基盤層である東海層群の上位には、第四紀更新世-完新世の未固結土が分布する。

1.4 周辺土地利用状況

建設予定地より 500m以内の土地利用状況を以下に示す。500m以内には森林, 造成地, 三重県企業庁沢地浄水場及びびなでしこの家（社会福祉施設）が立地している。

「三重県生活環境の保全に関する条例施行規則第 22 条」の別表第 12, 第 13 により, 特別養護老人ホームの敷地の周囲 50mの区域内における騒音・振動の規制基準が定められているが, なでしこの家については, 特別養護老人ホームには該当しない。



図 1-3 周辺土地利用状況

1.5 ユーティリティ条件

以下に建設予定地のユーティリティ条件（電気, 上下水道等）を示す。

表 1-1 建設予定地の敷地周辺設備

敷地周辺設備	
(1) 電気	高圧もしくは特別高圧
(2) 生活用水	井水
(3) プラント用水	井水
(4) 燃料	灯油等（プラント系） プロパンガス（生活系で必要に応じて）
(5) 生活系污水	本施設の生活系污水は, 浄化槽で処理した後, 放流する
(6) プラント系排水	排水は処理後, プラント用水として再利用し, 無放流とする
(7) 雨水	計画地の道路雨水はすべて集水し, 調整池へ放流する。
(8) 電話	各施設に内線・外線通話ができるものとする (PHS ハンディ子機併用)

第2節 処理対象物等の搬出入条件

2.1 ごみ処理体系

本組合の将来のごみ処理体系を以下に示す。

本施設にて構成市町（桑名市, 東員町, 木曾岬町）の一般廃棄物のうち「可燃ごみ」及び「可燃粗大ごみ」, リサイクルプラザ・プラスチック圧縮梱包施設からの「可燃残渣」を処理する。

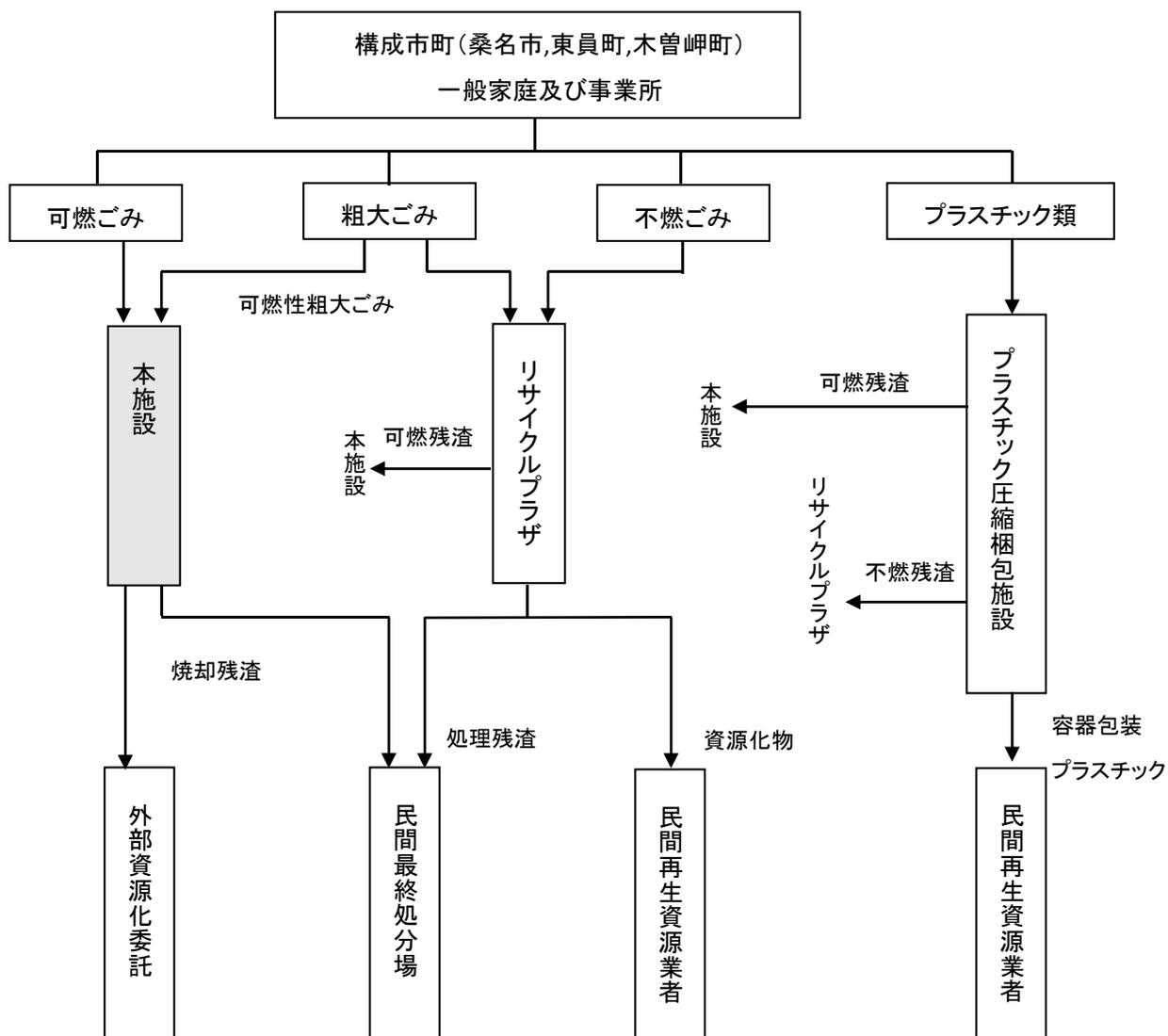


図 1-4 将来のごみ処理体系

2.2 運転計画

(1) 施設の運転計画

本施設の年間稼働日数は、1 炉あたり 280 日とする。また、施設の稼働時間は 24 時間とする。

(2) ごみの搬入計画

ごみの搬入時間は、土曜日・日曜日及び年末年始を除く平日の午前 9 時から午後 4 時までとする。

(3) 搬出入経路

建設予定地への主な搬出入経路を以下に示す。

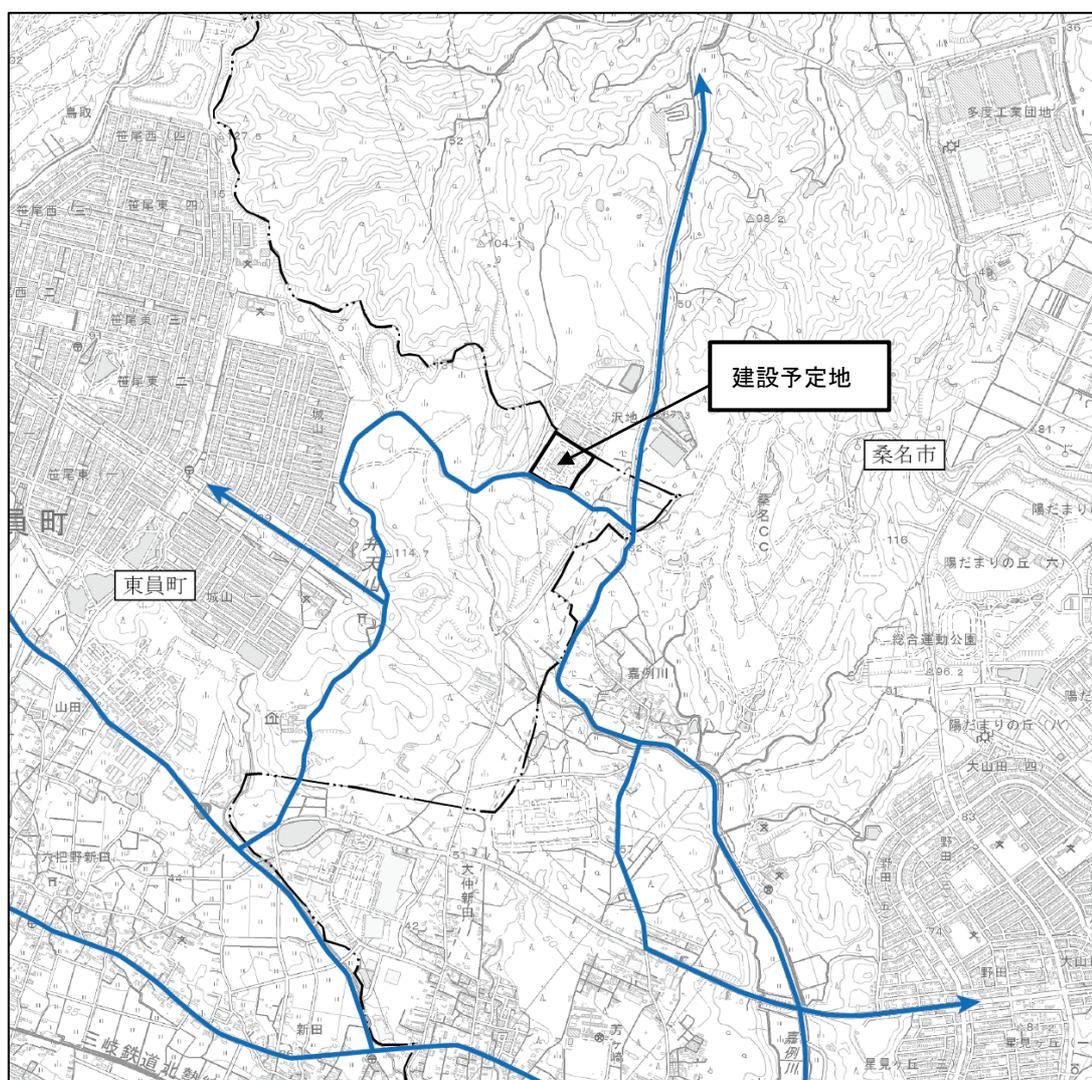


図 1-5 搬出入車両の主要な走行ルート

3.2 都市計画の指定状況

以下に建設予定地の都市計画の指定状況を示す。

建設予定地の用途地域の指定はない。

表 1-2 建設予定地の都市計画の指定状況

項 目	立 地 条 件
都市計画等 事 項	(1) 都市計画区域 区域内
	(2) 用途地域 指定なし
	(3) 防火地域 指定なし（法22条区域）
	(4) 高度地区 指定なし
	(5) その他地域・地区 なし
	(6) 建ぺい率 60 %以下
	(7) 容積率 200 %以下
	(8) 保安林 指定なし
	(9) 農用地 指定なし
	(10) 自然公園 指定なし
	(11) 鳥獣保護区 指定なし
	(12) 砂防指定区域 区域内 ^{※1}
	(13) 地すべり防止区域 指定なし

※1 建設予定地は原則区域外であるが、桑名市に設置されている既存施設が区域内であることから、造成工事等により区域内の雨水流入量等が変更する場合は対象となる。

3.3 関係法令及び条例

(1) 施設の設置, 土地利用及び設備等に関する法令

施設の設置, 土地利用及び設備等に関する法令を以下に整理する。

表 1-3 施設の設置, 土地利用及び設備等に関する法令 (1/3)

法律名	適用範囲等	適用
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)	処理能力が1日5t以上のごみ処理施設(焼却施設においては、1時間当たり200kg以上又は、火格子面積が2m ² 以上)は本法の対象となる。本施設は上記に該当するため、適用される。	○
都市計画法	建設予定地は都市計画区域内であるため適用される。なお、都市計画区域内に本法で定めるごみ処理施設を設置する場合、都市施設として都市計画決定が必要となる。	○
河川法	河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除去する場合は河川管理者の許可が必要となる。建設予定地は河川区域外であるため、対象外である。	×
急傾斜の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜崩壊危険区域における、急傾斜地崩壊防止施設以外の施設、又は工作物の設置・改造の制限。建設予定地は、急傾斜崩壊危険区域に該当しないため、対象外である。	×
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域内で対象工事(2mをこえるがけを生じる切土工事、1mをこえるがけを生じる盛土工事等)を実施する場合は本法の対象となる。建設予定地は宅地造成工事規制区域外であるため、対象外である。	×
海岸法	海岸保全区域において、海岸保全施設以外の施設、又は工作物を設ける場合は本法の対象となる。建設予定地は海岸保全区域外であるため、対象外である。	×
都市緑地保全法	緑地保全地区内において、建築物その他の工作物の新設、改築又は増築をする場合は本法の対象となる。建設予定地は緑地保全区域外であるため、対象外である。	×
自然公園法	国立公園、国定公園の特別地域・普通地域において、工作物を新築、改築、増築する場合は本法の対象となる。建設予定地は国立公園又は国定公園に該当しないため、対象外である。	×
鳥獣保護及び狩猟に関する法律	特別保護地区内において工作物を設置する場合、本法の対象となる。建設予定地は特別保護地区に該当しないため、対象外である。	×

○：適用 ×：適用外

表 1-4 施設の設置, 土地利用及び設備等に関する法令 (2/3)

法律名	適用範囲等	適用
農地法	工場を建設するために農地を転用する場合は本法の対象となる。建設予定地は旧焼却施設の跡地であるため, 対象外である。	×
港湾法	港湾区域又は, 港湾隣接地域内の指定地域において, 指定重量を超える構築物の建設, 又は改築をする場合は本法の対象となる。建設予定地は港湾区域外であるため, 対象外である。 臨港地区内において, 廃棄物処理施設の建設, 又は改良をする場合は本法の対象となる。建設予定地は臨港地区に該当しないため, 対象外である。	×
都市再開発法	市街地再開発事業の施行地区内において, 建築物その他の工作物の新築, 改築等を行う場合は本法の対象となる。建設予定地は市街地再開発事業の施行地区に該当しないため, 対象外である。	×
土地区画整理事業法	土地区画整理事業の施行地区内において, 建築物その他の工作物の新築, 改築等を行う場合は本法の対象となる。建設予定地は土地区画整理事業の施行地区に該当しないため, 対象外である。	×
文化財保護法	土木工事によって「周知の埋蔵文化財包蔵地」を発掘する場合は本法の対象となる。建設予定地は当該項目に該当しないため, 対象外である。	×
工業用水法	指定地域内の井戸（吐出口の断面積の合計が 6cm ² をこえるもの）により地下水を採取してこれを工業の用に供する場合は本法の対象となる。建設予定地は指定地域外であるため, 対象外である。	×
建築基準法	建築物を建築しようとする場合, 建築主事の確認が必要となる。なお, 用途地域別に建築物の制限がある。また, 都市計画区域内では法 51 条で都市計画決定がなければ建築できないとされている。同条ただし書きではその敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し, 若しくは増築する場合はこの限りでない。	○
消防法	建築主事は, 建築物の防火に関して, 消防長又は消防署長の同意を得なければ, 建築確認等は不可である。重油タンク等は危険物貯蔵所として本法により規制されている。	○
航空法	進入表面, 転移表面又は, 平表面の上に出る高さの建造物の設置を行う場合は, 本法の対象となる。地表又は水面から 60m 以上の高さの物件及び省令で定められた物件には, 航空障害灯が必要となる。屋間において航空機から視認が困難であると認められる煙突, 鉄塔等で地表又は水面から 60m 以上の高さのものには屋間障害標識が必要である。	○

○ : 適用 × : 適用外

表 1-5 施設の設置, 土地利用及び設備等に関する法令 (3/3)

法律名	適用範囲等	適用
電波法	伝搬障害防止区域内において, その最高部の地表からの高さが 31m を超える建築物その他の工作物の新築, 増築等を行う場合, 本法の対象となる。建設予定地は伝搬障害防止区域外であるため, 対象外である。	×
有線電気通信法	有線電気通信設備を設置する場合は本法の対象となる。	○
高圧ガス保安法	高圧ガスの製造, 貯蔵等を行う場合は本法の対象となる。	○
電気事業法	自家用電気工作物(自家用発電設備等)を設置する場合, 保安規程や電気主任技術者について国への届出が必要となる。	○
労働安全衛生法	事業場の安全衛生管理体制等ごみ処理施設運営に関連事項が記載されているため, 適用される。	○
工場立地法	製造業, 電気・ガス・熱供給業者でかつ, 敷地面積 9,000 m ² 以上又は建築面積 3,000 m ² 以上の工場の場合, 生産施設の面積や緑地の整備状況について, 市町村に届出が必要となる。	○
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	製造業, 電気・ガス・熱供給業者のいずれかの業種に属する工場(特定工場)の設置者は, 特定工場の規模, 設置する施設の区分に応じて, 公害防止統括者, 公害防止主任管理者及びこれらの代理者の届出が必要となる。本施設は上記に該当しないため, 適用されない。	×
景観法	市町村は, 都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域については, 市街地の良好な景観の形成を図るため, 都市計画に景観地区を定めることができる。本施設は都市計画区域内であるため, 適用される。	○
熱供給事業法	複数の建物(自家消費は除く)へ熱を供給し, 加熱能力の合計が 21GJ/h 以上の熱供給者が対象となる。本施設は, 他施設への熱供給を想定しないため, 対象外である。	×
エネルギー使用の合理化等に関する法律(省エネ法)	2,000 m ² 以上の第 1 種特定建築物を新築する場合, 所管行政庁に届出が必要となる。	○
高齢者, 障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律	建築工事をする床面積の合計が 2,000 m ² 以上となる建築物において, バリアフリー化のための必要な基準に適合させる必要がある。本施設は上記に該当するため, 適用される。	○

○: 適用 ×: 適用外

(2) 環境保全に関する法令

環境保全に関する法令を以下に整理する。

表 1-6 環境保全に関する法令

法律名	適用範囲等	適用
大気汚染防止法	廃棄物焼却炉であって、火格子面積が 2m^2 以上であるか、又は焼却能力が一時間当たり 200kg 以上の場合、本法のばい煙発生施設に該当する。本施設は上記に該当するため、適用される。	○
ダイオキシン類対策特別措置法	工場または事業場に設置される廃棄物焼却炉その他施設で焼却能力が時間当たり 50kg 以上又は火格子面積が 0.5m^2 以上の施設で、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出又はこれを含む汚水もしくは廃水を排出する場合、本法の特定施設に該当する。	○
騒音規制法	空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る）は、本法の特定施設に該当し、都道府県知事が指定する地域では規制の対象となる。本施設の建設予定地は用途地域の指定がないため「指定地域」の対象地区外となるが、三重県の条例が適用される。	○
振動規制法	圧縮機（原動機の定格出力が 7.5kW 以上のものに限る）は、本法の特定施設に該当し、都道府県知事が指定する地域では規制の対象となる。本施設の建設予定地は用途地域の指定がないため「指定地域」の対象地区外となるが、三重県の条例が適用される。	○
悪臭防止法	本法においては、特定施設制度をとっていないが、都道府県知事が指定する地域では規制を受ける。本施設の建設予定地は規制対象地域であるため、適用される。	○
水質汚濁防止法	ごみ焼却施設から汚水又は廃水を排出する場合、本法の特定施設に該当する。本施設は公共用水域に排水するため、適用される。	○
下水道法	工場または事業場に設置される廃棄物焼却炉その他施設で焼却能力が時間当たり 50kg 以上又は火格子面積が 0.5m^2 以上の施設で、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出又はこれを含む汚水もしくは廃水を下水道に排出する場合、本法の特定施設に該当する。本施設は下水道に放流しないため、適用外となる。	×
浄化槽法	本施設の排出水を、浄化槽にて処理し放流する場合、排水基準等が適用される。本施設の生活排水は浄化槽にて処理し、放流するため、適用される。	○
土壌汚染対策法	土地の掘削その他の土地の形質の変更において、対象となる土地の面積が 300m^2 以上のである場合は当該土地の形質の変更に着手する日の30日前までに、都道府県知事に届け出なければならない。	○

○：適用 ×：適用外